



目 次	
規 則	ページ
◎高知県表彰規則の一部を改正する規則	1
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県電子署名規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○特定計量器の定期検査の実施（4件）（商工政策課）	2
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	3
○道路の区域変更（道 路 課）	3
公 告	
○土地改良区の解散の認可（農業基盤課）	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5

規 則

高知県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年2月24日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号
高知県表彰規則の一部を改正する規則
高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「行う」を「行うものとする」に改め、同条第2項第3号中「団体」を「法人その他の団体」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。
(4) 次のいずれかに該当すると認めるもの
ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第

36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの
イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
ウ その役員等（法人にあつては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの
エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したものの
ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したものの
ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したものの
コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
第3条第1項中「前条に規定する」を「前条第1項の規定による」に、「同条第1項各号」を「同項各号」に改める。
第4条第1項第1号中「団体」を「法人その他の団体」に改める。
第5条中「はかつて」を「諮って」に改める。
第6条中「行う」を「行うものとする」に改める。
第7条中「追彰する」を「追彰するものとする」に改める。
第8条ただし書中「そのつど」を「その都度」に改める。

第10条中「、必要な」を「必要な」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年2月24日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第4号**  
**高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「について」を「に関し」に改める。  
第2条の見出しを「（技能検定試験手数料の額）」に改め、同条中「額の」を削る。  
別表中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、「、金属研磨仕上げ」、「、製材のこ目立て」、「、竹工芸」及び「、ガラス製品製造」を削り、「製麺」を「製麺」に改め、「、れんが積み」、「、コンクリート積みブロック施工」及び「、建築図面製作」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
訓 令  
-----

**高知県訓令第2号**  
本 庁  
各出先機関  
高知県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成24年2月24日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県電子署名規程の一部を改正する訓令**  
高知県電子署名規程（平成14年7月高知県訓令第20号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「事項について」を「事項を」に改める。  
第3条第1項中「の電子文書交換システムにより」を「を介して」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
2 前項の高知県権限者署名における高知県権限者は、原則として第5条の規定により置かれる鍵情報等管理者をもって充てる。  
第5条中「並びに」を「及び」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成24年3月10日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第119号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

| 検査対象区域   | 検査の年月日                                    | 受付時間                     | 検査の場所           |
|----------|-------------------------------------------|--------------------------|-----------------|
| 津野町      | 平成24年7月9日                                 | 午後1時から午後3時30分まで          | 津野町役場           |
| 〃        | 平成24年7月10日                                | 午前9時30分から午前10時まで         | 旧郷小学校体育館前       |
| 〃        | 〃                                         | 午前11時から午前11時30分まで        | 船戸多目的集会施設       |
| 〃        | 〃                                         | 午後1時から午後3時まで             | 津野町役場西庁舎        |
| 構原町      | 平成24年7月11日                                | 午前10時から午前11時まで           | 松原ふれあいセンター      |
| 〃        | 〃                                         | 午後1時から午後3時30分まで          | 構原町役場           |
| 〃        | 平成24年7月12日                                | 午前10時から午前11時まで           | 津野山農業協同組合四万川事業所 |
| 構原町及び津野町 | 平成24年7月13日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。） | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで | 高知県計量検定所        |

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| く。） |  |  |  |
|-----|--|--|--|

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

構原町及び津野町

(2) 検査の年月日

平成24年7月13日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第120号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

| 検査対象区域 | 検査の年月日                                   | 受付時間                     | 検査の場所          |
|--------|------------------------------------------|--------------------------|----------------|
| 中土佐町   | 平成24年9月3日                                | 午前10時30分から正午まで           | 中土佐町スポーツ文化センター |
| 〃      | 〃                                        | 午後1時30分から午後3時30分まで       | 中土佐町役場大野見庁舎    |
| 〃      | 平成24年9月4日                                | 午前9時から正午まで               | 中土佐町民交流会館      |
| 〃      | 平成24年9月5日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。） | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで | 高知県計量検定所       |

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

中土佐町

(2) 検査の年月日

平成24年9月5日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第121号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

| 検査対象区域 | 検査の年月日                       | 受付時間                     | 検査の場所              |
|--------|------------------------------|--------------------------|--------------------|
| 四万十町   | 平成24年9月10日                   | 午後2時から午後4時まで             | 四万十町大正健康管理センター     |
| 〃      | 平成24年9月11日                   | 午前9時30分から午前11時30分まで      | 四万十町十和公民館          |
| 〃      | 〃                            | 午後1時30分から午後3時30分まで       | 四万十町役場十和総合支所       |
| 〃      | 平成24年9月12日                   | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後2時まで | 四万十町農村環境改善センター     |
| 〃      | 〃                            | 午後3時から午後4時まで             | 四万十農業協同組合旧松葉川支所    |
| 〃      | 平成24年9月13日                   | 午前9時30分から午前11時30分まで      | 四万十農業協同組合興津やさい集出荷場 |
| 〃      | 〃                            | 午後1時30分から午後2時30分まで       | 四万十農業協同組合旧東又支所     |
| 〃      | 〃                            | 午後3時から午後4時まで             | 仁井田町民館             |
| 〃      | 平成24年9月14日                   | 午前9時30分から午前10時30分まで      | 志和漁業協同組合           |
| 〃      | 平成24年9月18日から同年12月21日まで（日曜日及び | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで | 高知県計量検定所           |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 土曜日並びに休日を除く。） |  |  |
|---------------|--|--|

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

四万十町

(2) 検査の年月日

平成24年9月18日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第122号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

| 検査対象区域 | 検査の年月日                 | 受付時間                            | 検査の場所    |
|--------|------------------------|---------------------------------|----------|
| 須崎市    | 平成24年9月24日             | 午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで | 多ノ郷公民館   |
| 〃      | 平成24年9月25日             | 午前10時30分から午前11時30分まで            | 上分公民館    |
| 〃      | 〃                      | 午後1時30分から午後2時30分まで              | 浦ノ内公民館   |
| 〃      | 平成24年9月26日             | 午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで | 須崎公民館    |
| 〃      | 平成24年9月27日             | 午前10時30分から正午まで                  | 〃        |
| 〃      | 平成24年9月28日から同年12月21日まで | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで        | 高知県計量検定所 |

|                     |  |  |
|---------------------|--|--|
| (日曜日及び土曜日並びに休日を除く。) |  |  |
|---------------------|--|--|

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

須崎市

(2) 検査の年月日

平成24年9月28日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第123号

宿毛市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成24年2月24日から同年3月9日まで

3 作業地域

宿毛市中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央八丁目、萩原、桜町、南沖須賀及び和田の各一部並びに宿毛字宮ノ尾の一部

高知県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年2月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 家俊岩戸真幸

3 道路の区域

| 区 間               | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|--------|-----------------|---------------|
| 土佐市出間字大坂<br>967番1 | 前      | 13.9<br>}       | 26            |
|                   | 後      | 13.9<br>}       | 26            |

|  |  |      |  |
|--|--|------|--|
|  |  | 20.5 |  |
|--|--|------|--|

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、三原村来栖野土地改良区の解散を平成24年2月13日に認可した。

平成24年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成24年2月24日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成24年5月31日（木）午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験  
 ア 車両等の誘導に関すること。  
 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続  
 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間  
 平成24年4月2日（月）から同月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法  
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等  
 ア 検定申請書 1通  
 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）  
 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法  
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付  
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項  
 (1) 受検時の服装  
 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品  
 ア 受検票  
 イ 筆記用具  
 ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）  
 エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  
 オ 雨着（雨天時に使用する。）  
 カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先  
 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
 人事委員会規則  
 -----

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成24年2月24日  
 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第1号**  
**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表1の項中「風水害震災火災その他非常災害」を「地震、水害、火災その他の災害」に、「事故等による」を「事故等による職員の著しい」に改め、同表2の項中「風水害震災火災その他非常災害時」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際」に改め、同表3の項を次のように改める。

|                                                                                                                                                         |                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| (3) 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合その他これらに準ずることが相当であると認められるとき。）<br>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は | 1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|

|                                                                                             |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 一時的に避難しているとき。<br>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|

第13条第1項の表8の項中「7日」を「5日」に改め、同表11の項中「認めるとき」を「認められるとき」に改め、同表16の項並びに同条第3項及び第4項中「すべて」を「全て」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

~~~~~

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成24年2月24日
 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第2号
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項中「風水害震災火災その他非常災害」を「地震、水害、火災その他の災害」に、「事故等による」を「事故等による職員の著しい」に改め、同表2の項中「風水害震災火災その他非常災害時」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際」に改め、同表3の項を次のように改める。

(3) 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
---	--------------------------

で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第12条第1項の表8の項中「7日」を「5日」に改め、同表11の項中「認めるとき」を「認められるとき」に改め、同表16の項並びに同条第3項及び第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月24日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第3号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項中「風水害震災その他非常災害」を「地震、水害、火災その他の災害」に、「事故等による」を「事故等による職員の著しい」に改め、同表2の項中「風水害震災その他非常災害時」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際」に改め、同表3の項を次のように改める。

<p>(3) 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）</p>	<p>1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間</p>
---	---------------------------------

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第12条第1項の表8の項中「7日」を「5日」に改め、同表11の項中「認めるとき」を「認められるとき」に改め、同表16の項並びに同条第3項及び第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。